

12

チリリン・タイム 指導者解説



指導を受ける対象者の年齢、理解度などに
応じた内容でご指導をお願いします。

○今月の指導内容

「歩行者に対する注意」

○目標

自転車で走行する際に歩行者に対して注意しなければ、危険であることを理解させる。

○指導過程

段階	流れ	指導上の留意点
導入	質問	自転車に乗るときに歩行者に対してどのような点に注意しているか 1～2人に質問する。
展開	自転車 乗車時の 心得	歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行すること、歩行者の通行を妨げるようなときは、一時停止をしなければいけないことのほか、止まっている自動車のそばを通るときは急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出してきたりすることを理解させ、十分速度を落とすことを指導する。
まとめ	車両として、歩行者を保護することや、交通法規を遵守することを理解させる。	

○指導内容・指導上の留意点

指導目標	指導対象	指導内容
歩行者に注意をさせる	小学生・中学生	<p>【歩行者に対する注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道を通るときは、すぐに停止できるような速度で徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは、一時停止しなければなりません。 自転車が通行できる路側帯や歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、十分速度を落とさなければなりません。 止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。 子どもがひとり歩きしているときや、体の不自由な人が歩いているとき、つえをついて歩いたり車いすを使っていたり、その通行に支障のあるお年寄りが歩いているときは、危険のないように一時停止するか、十分速度を落として通行を妨げないようにしなければなりません。 歩行者の側方を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保つか、徐行しなければなりません。 自転車が車道を通行して、横断歩道に近づいたときは、横断する歩者がいないことが明らかな場合のほかは、横断歩道の直前(停止線があるときはその手前)で停止できるように速度を落として進み、歩者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。 横断歩道のない交差点やその近くで歩行者が道路を横断しているとき、歩行者の通行を妨げてはなりません。 ぬかるみ、水たまりなどのあるところを通行するときは、泥や泥水をとばして他人に迷惑をかけることのないようにしましょう。
	高校生	<p>「自転車運転者講習」受講義務の対象になる危険行為の1つ</p> <p>安全運転義務違反 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p> <p>※ 携帯電話の通話や操作をしながらの運転や傘を差しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。</p>

